

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第141号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「附則第6条第4項」を「法附則第6条第4項」に改め、「掲げる者」の右に「(以下「利用者」という。)」を加え、同条第2項第2号中「前項各号に掲げる者」を「利用者」に改め、同号ア中「前項各号に掲げる者」を「利用者」に、「いう。以下同じ」を「いう」に改め、「属する者」の右に「(以下「保護者等」という。)」を加え、同号イ中「前項各号に掲げる者の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者」を「利用者の保護者等」に改め、同項第3号中「前項各号に掲げる者」を「利用者」に改め、「掲げる児童」の右に「(利用者を除く。)」を加え、同号イ中「入所して」を「入所し、又は通所して」に改め、同号イ(ウ)中「入所する」を「入所し、又は通所する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、利用者の保護者等の属する世帯に基準年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者がある場合その他市長が必要と認める場合の利用者負担額は、これらの項の規定による利用者負担額との均衡を考慮して、その都度別に定める額とする。

別表第1利用者負担額の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、

「

20,200	10,100
--------	--------

」を「

20,600	10,300
--------	--------

」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当する場合について、それぞれ適用する。

- (1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合
- (2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合

別表第1備考3中「第2子」を「乙」に改める。

別表第2利用者負担額の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、

「

138,600円以上	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100	28,900	11,900	12,300	12,700	13,200	13,600	14,000	14,400
------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

138,600円以上 168,999円以下	25,100	26,000	26,900	27,800	28,700	29,600	30,500	12,500	13,000	13,400	13,900	14,200	14,400	14,400
169,000円以上 174,599円以下	26,300	27,200	28,200	29,200	30,100	31,100	32,000	13,100	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
174,600円以上	26,300	27,200	28,200	29,200	30,100	31,100	32,000	13,100	13,600	14,100	14,600	15,000	15,500	16,000

に改

め、同表備考1を次のように改める。

1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当する場合について、それぞれ適用する。

- (1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合
- (2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合

別表第2備考2中「第2子」を「乙」に改める。

別表第3利用者負担額の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、

「

29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600
29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600

を

30,700	31,800	33,000	34,100	35,200	36,300	37,400
37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600

に、

「

174,600円以上	29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600	14,600	15,200	15,700	16,200	16,800	17,300	17,800
------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

174,600円以上 300,999円以下	37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
301,000円以上 357,999円以下	37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,400	20,100	20,700	21,100	21,400	21,400
358,000円以上 396,999円以下	37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,400	20,100	20,700	21,400	21,600	21,600
397,000円以上	37,400	38,800	40,200	41,500	42,900	44,300	45,600	18,700	19,400	20,100	20,700	21,400	22,100	22,800

に改

め、同表備考1を次のように改める。

1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当する場合について、それぞれ適用する。

(1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合

(2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合

別表第3備考2中「第2子」を「乙」に改める。

別表第4利用者負担額の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、

「

70,400	72,900	75,500	78,100	80,700	83,200	85,700
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」を「

73,600	76,300	79,000	81,700	84,400	87,100	89,700
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」に改め、

同表備考1を次のように改める。

1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当する場合について、それぞれ適用する。

(1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合

(2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合

別表第4備考2中「第2子」を「乙」に改める。

別表第5利用者負担額の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、

「

48,700	50,600	52,400	54,300	56,100	58,000	59,800
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」を「

51,000	52,900	54,900	56,800	58,700	60,700	62,600
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」に改め、

同表備考1を次のように改める。

1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当する場合について、それぞれ適用する。

(1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合

(2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合

別表第5備考2中「第2子」を「乙」に改める。

別表第6利用者負担額の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、

「

138,600円以上	20,400	21,200	21,900	22,700	23,400	24,100	24,800	10,200	10,500	10,900	11,300	11,600	12,000	12,300
------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

138,600円以上 168,999円以下	21,500	22,300	23,100	23,900	24,600	25,400	26,200	10,700	11,100	11,500	11,900	12,200	12,300	12,300
169,000円以上 174,599円以下	22,600	23,300	24,200	25,100	25,800	26,700	27,500	11,200	11,400	11,900	12,000	12,200	12,300	12,300
174,600円以上	22,600	23,300	24,200	25,100	25,800	26,700	27,500	11,200	11,600	12,100	12,500	12,900	13,300	13,700

に改

」

め、同表備考1を次のように改める。

1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当する場合について、それぞれ適用する。

- (1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合
- (2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合

別表第6備考2中「第2子」を「乙」に改める。

別表第7利用者負担額の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、

「

25,100	26,100	27,000	27,900	28,800	29,700	30,600
25,100	26,100	27,000	27,900	28,800	29,700	30,600

を

26,400	27,300	28,300	29,300	30,200	31,200	32,100
32,100	33,300	34,500	35,600	36,800	38,000	39,200

に、

」

「

174,600円以上	25,100	26,100	27,000	27,900	28,800	29,700	30,600	12,500	13,000	13,500	13,900	14,400	14,800	15,300
------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

」

「

174,600円以上 300,999円以下	32,100	33,300	34,500	35,600	36,800	38,000	39,200	16,000	16,500	16,900	17,100	17,200	17,500	17,500
301,000円以上 357,999円以下	32,100	33,300	34,500	35,600	36,800	38,000	39,200	16,000	16,600	17,200	17,800	18,100	18,400	18,400
358,000円以上 396,999円以下	32,100	33,300	34,500	35,600	36,800	38,000	39,200	16,000	16,600	17,200	17,800	18,400	18,500	18,500
397,000円以上	32,100	33,300	34,500	35,600	36,800	38,000	39,200	16,000	16,600	17,200	17,800	18,400	19,000	19,600

に改

」

め、同表備考1を次のように改める。

1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当する場合について、それぞれ適用する。

(1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合

(2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合

別表第7備考2中「第2子」を「乙」に改める。

別表第8利用者負担額の欄中「第1子」を「甲」に、「第2子」を「乙」に、

「

17,300	8,600
--------	-------

」を「

17,700	8,800
--------	-------

」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当する場合について、それぞれ適用する。

(1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合

(2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合

別表第8備考3中「第2子」を「乙」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)